三　地方自治法施行令の一部改正関係
　生活保護法第八一条の二の規定による情報の提供等及び同法第八一条の三の規定による援助に関する事務を、地方自治法第二五二条の一九第一項の規定により指定都市が処理する生活保護に関する事務及び同法第二五二条の二二第一項の規定により中核市が処理する生活保護に関する事務から除くものとすることとした。（第一七四条の二九第一項及び第一七四条の四九の五第一項関係）
四　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（政令第三七六号）（公正取引委員会）

1　事業の規模
　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五八号。以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める規模は、次に掲げるとおりとすることとした。（本則関係）
㈠　基本動作ソフトウェア　年度（四月一日から翌年三月三一日までの期間をいう。以下同じ。）における各月の当該事業者によって国内向けに提供されている基本動作ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四、〇〇〇万人
㈡　アプリストア　年度における各月の当該事業者によって国内向けに提供されているアプリストアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四、〇〇〇万人
㈢　ブラウザ　年度における各月の当該事業者によって国内向けに提供されているブラウザを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四、〇〇〇万人
㈣　検索エンジン　年度における各月の当該事業者によって国内向けに提供されている検索エンジンを用いた検索役務（法第二条第八項に規定する検索役務をいう。）を月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四、〇〇〇万人

2　附則
㈠　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二七年政令第三七三号）について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）
㈡　この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一二月一九日）から施行することとした。

政令

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十号

　都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

　内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

　都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

　第一条の表岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域の項の次に次のように加える。

沼津駅周辺地域	一　沼津市の区域のうち、(1)に掲げる線と(6)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 (1)　東駿河湾広域都市計画道路三・三・十六号七通線の中心線 (2)　東駿河湾広域都市計画道路三・三・五号沼津南一色線の中心線に相当する線 (3)　市道二千三十八号線の中心線 (4)　東駿河湾広域都市計画道路三・三・九号八幡原線の中心線 (5)　東駿河湾広域都市計画道路三・四・二十三号沼津静浦線の中心線に相当する線 (6)　東駿河湾広域都市計画道路三・三・十五号三枚橋岡宮線の中心線に相当する線 二　沼津市の区域のうち、(1)に掲げる線と(5)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 (1)　市道三万五百二十四号線の中心線 (2)　市道三万五百二十三号線の中心線 (3)　市道三万五百十九号線の中心線 (4)　市道三万五百二十五号線の中心線 (5)　東駿河湾広域都市計画道路三・三・五号沼津南一色線の中心線 三　沼津市の区域のうち、(1)に掲げる線と(5)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 (1)　市道三万六百九十四号線の中心線 (2)　市道三万七百五十七号線の中心線 (3)　市道三万七百五十五号線の中心線 (4)　東駿河湾広域都市計画道路三・四・十一号西間門新谷線の中心線 (5)　市道三万六百九十号線の中心線